



北里大学同窓会福井県支部規約

第1章 目的と事業

第1条 本会は会員相互の親睦を図り北里大学の発展に寄与することを目的とする。

第2条 本会は目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流及び親睦
- (2) 会報及び会員名簿の発行
- (3) 講習会、研修会などの開催
- (4) その他必要と認められる事業

第2章 名称及び事務局

第3条 本会は北里大学同窓会福井県支部と称する。

第4条 本会の事務局は福井県内の別に定めるところに置く。

第3章 組 織

第5条 本会は次の会員で組織する。

- (1) 正会員 福井県に在住する北里大学卒業生
- (2) 特別会員 本会の主旨に賛同し理事会が承認した者

第6条 本会は名誉会長及び顧問をおくことができる。この場合名誉会長及び顧問は総会で推挙する。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は会務の運営並びに事業の執行にあたる。
- (4) 監事は会計並びに事業の監査を行う。

第9条 役員の選任は次の方法による。

- (1) 理事は正会員から総会で選任する。

(2) 会長、副会長は理事から総会で選任する。

(3) 監事は正会員から総会で選任する。

第10条 役員の任期は3年とし再任することができる。

第5章 会 計

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本会の会費は別に定める。

第6章 会 議

第13条 会議は定期総会、臨時総会、理事会とする。

(1) 定期総会は毎年5月に開催し、前年度及び当該年度の会務の報告、予算案、決算案の承認、役員の選任及びその他の重要事項を議決する。

(2) 臨時総会は必要に応じて会長が召集する。但し、役員又は正会員の3分の1以上の要求があった場合は会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(3) 理事会は必要に応じて会長が召集する。但し、役員の3分の1以上の要求があった場合は会長は速やかに理事会を招集しなければならない。

第14条 総会の構成及び運営は次のとおりとする。

(1) 総会は役員及び会員をもって構成する。

(2) 総会は役員及び会員の3分の1以上が出席しなければ開会することができない。

(3) 会員が総会に出席できないときは他の会員に代理出席を委任することができる。

(4) 総会の議長は構成員から選出する。

(5) 総会の議事は出席者の過半数により決する。可否同数のときは議長が決する。

(6) 緊急を要するときは役員及び会員の書面審議をもって総会にかえることができる。

第15条 理事会の構成及び運営は次のとおりとする。

(1) 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成する。

(2) 理事会は理事の3分の1以上が出席しなければ開会することができない。

(3) 理事が理事会に出席できないときは他の理事にその権限を委任することができる。

(4) 会長は理事会の議長となり、議事を整理する。

(5) 理事会の議事は出席者の過半数により決する。可否同数のときは議長が決する。

第16条 理事会で議決する事項は次のとおりとする。

(1) 総会の議案に関する事項。

(2) 本会の運営に必要な細則の制定に関する事項並びに会務の執行に必要な事項。

第7章 改正

第17条 規約の改正は総会の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

付 則

1. この規約は昭和61年4月1日から施行する。

北里大学同窓会福井県支部細則

(趣 旨)

第1条 この細則は北里大学同窓会福井県支部規約(以下「規約」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 本会の事務局は福井県勝山市鹿谷町西遅羽口第13号9番地伊藤方に置く。

(会 費)

第3条 本会の会費は必要に応じて徴収する。

付 則

1. この細則は昭和61年4月1日から施行する。

2. この細則は平成3年4月1日から施行する。(第3条の改定)

3. この細則は平成5年6月21日から施行する。(第3条の改定)

4. この細則は平成20年9月5日から施行する。(第2条、第3条の改定)